

令和 7年 3月 4日 議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町条例第14号

佐用町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐用町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 号

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例（案）

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年  
佐用町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表義務教育等振興基本方針策定委員会の項の次に次のように加える。

学校の在り方検討委員会	学識経験者	日額	20,000
	委員	日額	5,400

別表小中学校嘱託医の項報酬の額（単位：円）の欄中「220,000」を「223,000」  
に、「174,000」を「176,000」に改め、同表保育園嘱託医（内科医・歯科医）の項  
報酬の額（単位：円）の欄中「110,000」を「111,500」に改め、同表佐用町地域安  
全推進協議会の項の次に次のように加える。

佐用町空家等対策協議会	委員	日額	5,400
	学識経験者	日額	12,400

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。